

新株式及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関する Q&A

2014年11月26日に決議、翌27日に条件決定いたしました新株式及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際し、投資家の方から多くのお問い合わせを頂戴しております。多く寄せられているご質問について、当社としての回答を下記の通り掲載させていただきますので、ご参照いただければ幸いです。

Q1. 転換社債型新株予約権付社債（CB）の内容を教えてください。

A1. 当社が今回発行する予定の転換社債型新株予約権付社債（以下、「本CB」という）の基本的な内容は次のとおりです。

発行額面の総額	200億円
発行日：	2014年12月12日
償還日：	2017年12月12日（期間3年）
募集価格：	104.5%
払込金額：	102.0%
償還価格：	100.0%
クーポン：	0.00%
転換価格：	3,790円

本CBの特徴的な仕組み：

●コール条項

株価の終値が20連続取引日にわたり転換価格の120%以上であった場合、当該20連続取引日の末日から30日以内に、45日以上60日以内の事前の通知（撤回不可）をしたうえで、2016年3月11日以降、残存する本社債の全部（一部は不可）を100%で繰上償還できる。

●転換価格の修正条項

2015年12月11日（決定日）までの30連続取引日の終値の平均値の1円未満の端数を切り上げた金額（決定日価格）が、決定日に有効な転換価格を1円以上下回る場合には、2015年12月21日（効力発生日）以降、決定日価格に修正される。但し、決定日に有効な転換価格の85%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額を下限修正価格とする。

※条項の説明は読みやすさを重視する観点から一部省略して表記したものであり、正確なものについては発行要項をご確認ください。

Q2. 今回の転換社債はMSCBでないのか？

A2. いわゆるMSCBには該当しないものと理解しております。いわゆるMSCBは、6か月間に1回を超える頻度で転換価格が修正されるものを指す(注1)とされていますが、本CB

は、平成 27 年 12 月 21 日に一度だけ転換価格が修正されます。また、本 CB では、修正する際に有効な転換価格の 85%を転換価格の下限として設定しており、過度な希薄化を抑制する仕組みとなっております。一度のみではありますが、転換価格が修正される仕組みを導入することで、株式への転換の蓋然性、ひいては株主資本の増強の実現性を一定程度高めることを企図しております。また、転換価格が下方修正された場合（より多くの株式が発行される場合）において、本 CB により追加的に生じうる最大希薄化率は 5.8%(注 2) となっております、本 CB に伴い株式が無制限に発行されることはありません。

(注 1)

東京証券取引所「有価証券上場規程」第 410 条第 1 項及び「有価証券上場規定施行規則」第 411 条 2 項

日本証券業協会規則「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第 2 条 2 項

(注 2)

今回の公募増資後の発行済み株式数（B 種類株式を含む）101,638,000 株を前提として、当初転換価格である 3,790 円の 85%である下限修正価格 3,222 円で本 CB が全額転換された場合に追加的に発行される最大株数 6,207,324 株を基に算出しております。

Q 3. 何故、上場後 1 年以内に資本増強を行うのか？

A 3. 本年 3 月の上場以降、世界最大の医療機器市場である米国では医療機器承認を得るため 11 月 14 日（米国時間）に最終申請書類を提出したほか、国内では医療機器製造販売承認申請を行うための治験が 8 月 8 日に完了し現在申請の準備を行っており、既に医療機器としての承認を得ている欧州と併せて、日米欧での事業展開が大きく進捗いたしました。今後、日米欧での HAL によるサービス提供を行っていくためには、グローバルなサービス提供ネットワークの構築、生産拡充及び研究開発推進等のための成長資金が必要不可欠であり、日米での医療機器承認に一定の目途がついた現時点において資金調達を行うことが最適であると判断いたしました。

Q 4. 社債での調達資金をエスクロー口座に保管しておくのであれば、なぜ今調達する必要はあるのか？株価がより一層上昇した後での調達のほうが良かったのではないかと？

A 4. 現在、米国での医療機器承認を得るための申請を行っており、2015 年中の取得を目指しておりますが、米国での審査期間は 120 日と定められており、照会事項に対する当社側の対応期間を考慮しても、より早期に承認が得られることも想定されます。承認と同時

に米国での事業展開を加速していくためには、市場環境等にも左右される資金調達を承認後に検討するのではなく、承認を得た時点で機動的に利用できる資金を現時点で確保することが重要であると判断いたしました。また、本 CB を併用することで、調達資金の半分近くについては、より高い株価での新株発行を企図しております。

Q5. 今回の資本増強に伴う希薄化率ほどの程度か？

A5. 今回の資本調達による希薄化率は、本 CB が全額転換した場合に、新株と本 CB の発行を併せた最大値で 11.5%(転換価格が修正されても 12.3%)です。なお、即時的に希薄化が生じる事態を一定程度避けるため、本 CB による調達を併用することで、公募増資による即時的な希薄化率を 6.9%に抑制しております。

Q6. 大株主からの貸株提供がなされているのはなぜか？

A6. 一般的に、CB に内包される新株予約権(株式オプション)の取引にあたっては、貸株が潤沢に供給され、十分な流動性が確保されていることが取引の前提条件であるものと理解しております。しかし、当社普通株式については、浮動株の少なさ等もあり、十分に貸株の提供がなされていないのが現状であります。そのため、本 CB の発行にあたり、当社から大株主に貸株提供の依頼をしたものであります。これにより、本 CB の発行が可能になったほか、十分な貸株提供がなされたことで、本 CB の発行条件も改善されたものと考えております。